

容量市場の動向について

(新たな制度のポイントと、この制度で開始される交付や請求など)

2023年10月

電力広域的運営推進機関

1. 電力広域的運営推進機関（広域機関）とは
2. 容量市場の概要
3. 2024年度からの容量市場の支払・請求の開始について
（容量確保契約金額、容量拠出金）
4. 事業者向け説明会の概要と様子

1. 電力広域的運営推進機関（広域機関）とは

電力システム改革の目的

2

1

安定供給を確保する

震災以降、多様な電源の活用が不可避な中で、送配電部門の中立化を図りつつ、需要側の工夫を取り込むことで、需給調整能力を高めるとともに、広域的な電力融通を促進。

2

電気料金を最大限抑制する

競争の促進や、全国大で安い電源から順に使う（メリットオーダー）の徹底、需要家の工夫による需要抑制等を通じた発電投資の適正化により、電気料金を最大限抑制。

3

需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する

需要家の電力選択のニーズに多様な選択肢で応える。また、他業種・他地域からの参入、新技術を用いた発電や需要抑制策等の活用を通じてイノベーションを誘発。

1. 電力広域的運営推進機関（広域機関）とは

電力システム改革の全体スケジュール

3

2015年
(平成27年)
4月1日

2016年
(平成28年)
4月1日

2020年
(平成32年)
4月1日

【電力システム改革】

＜第1段階＞
電力広域的運営
推進機関設立

＜第2段階＞
電気の小売
全面自由化

＜第3段階＞
送配電部門
の法的分離

(料金の経過措置期間)

〔事業者ごとに競争状態
を見極め解除〕

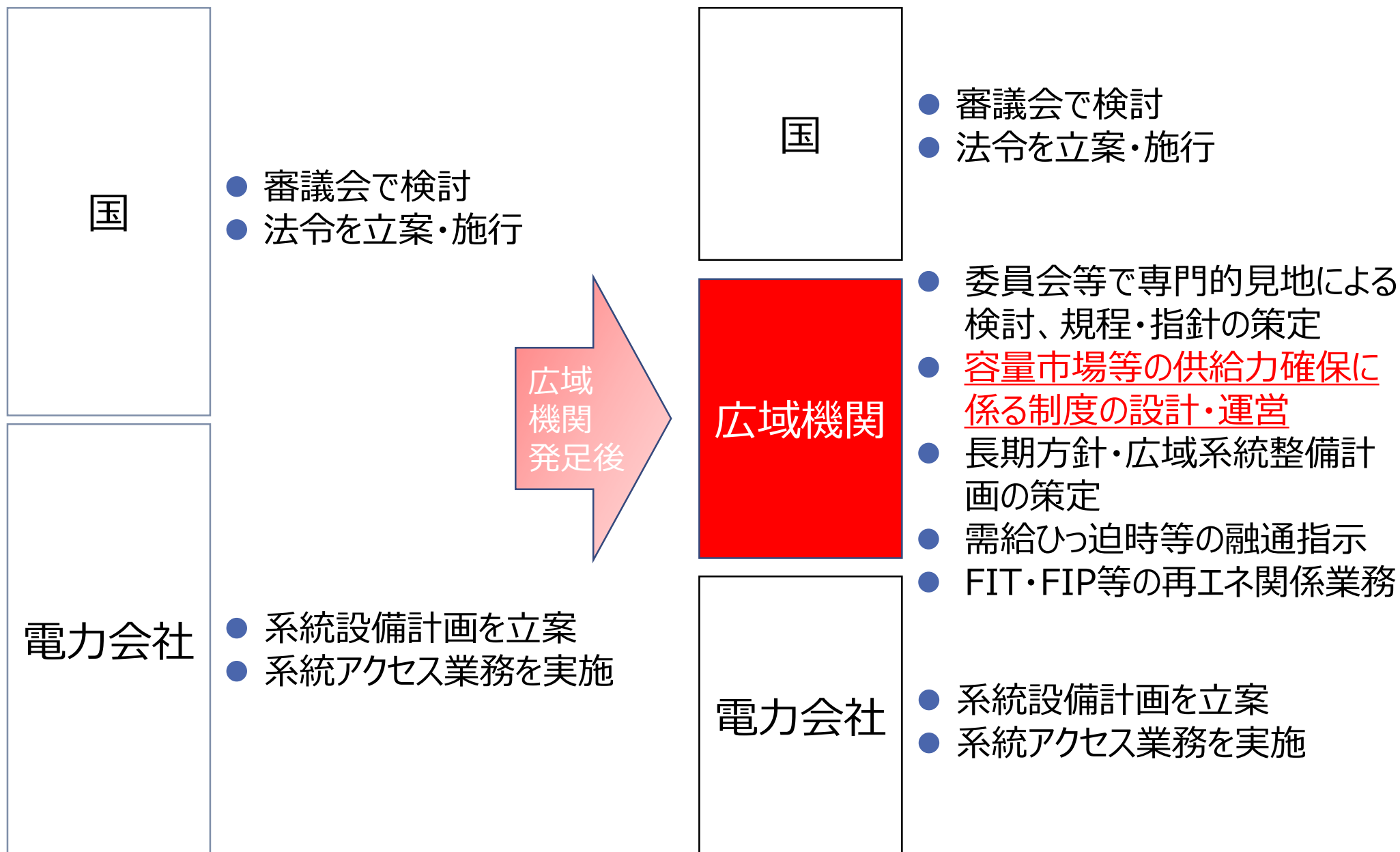
【監視委員会】

電力取引監視等
委員会設立

ガスについても
業務開始

1. 電力広域的運営推進機関（広域機関）とは

電力システム改革における広域機関の役割



1. 電力広域的運営推進機関（広域機関）とは

広域機関の役割

5

短期～中長期的な 安定供給を確保

すべての電気事業者の供給計画を取りまとめする他、広域系統長期方針および整備計画を策定し、短期のみならず中長期的に全国規模での安定供給を確保しています。

新たな課題への対応

更なる安定供給への対応と経済合理性の両立

- 需給調整市場の導入
- 容量市場の設計・運営
- 長期脱炭素電源オークションの導入
- 電力系統に関するマスタープランの検討

送配電設備の公平・公正かつ 効率的利用の推進

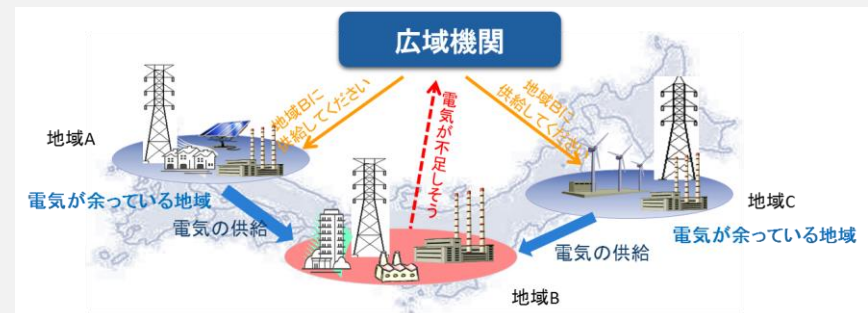
送配電等業務の実施に関する指針の策定、系統アクセス検討の受け付け、連系線の利用管理等を実施し、日本の電力系統の公平な利用環境を整備しています。

系統増強・利用ルールの深化

- 地域間連系線利用ルールの策定
- 費用便益評価を用いた系統増強判断
- コネクト＆マネージの検討
- 混雑を前提とした系統利用ルール

全国の需給状況や系統の 運用状況の監視

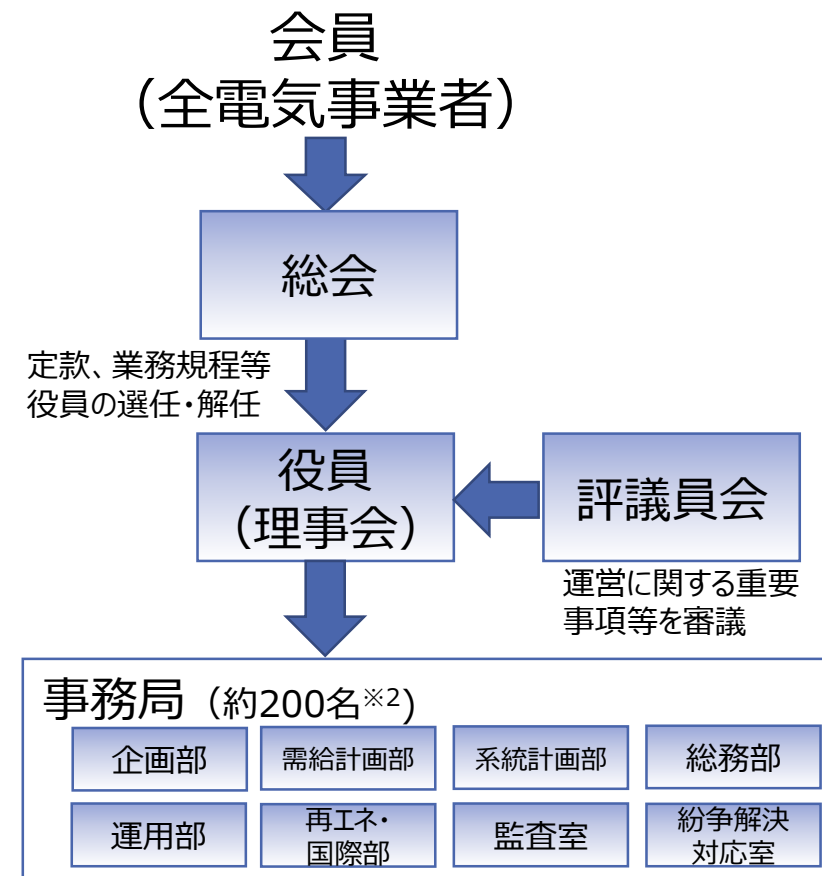
電力の需給状況や系統の運用状況を24時間365日監視し、全国規模で一元的に把握。需給悪化時には事業者に対して、電力の融通や電源の焚増しを指示する事により、電力の安定供給を確保しています。



1. 電力広域的運営推進機関（広域機関）とは

広域機関の組織概要

名 称	電力広域的運営推進機関 (OCCTO : Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN)
組 織	・電気事業法に定める認可法人 ・すべての電気事業者に広域機関の加入義務
会員数	・一般送配電事業者 : 10 ・送電事業者 : 3 ・特定送配電事業者 : 39 ・小売電気事業者 : 734 ・発電事業者 : 1,096 ・特定卸供給 : 57 ・1,817事業者※1 (2023年9月22日時点) ※1 複数の事業を営む事業者がいるため、内訳の合計と総会員数とは合致しない



1. 電力広域的運営推進機関（広域機関）とは

広域機関の情報発信

7

- 広域機関では、広域機関HPで最新の情報発信を行うとともに、特設Webページ（かいせつ電力ネットワーク、容量市場かいせつスペシャルサイト）による解説や、Facebook、X（旧Twitter）などによる情報発信を行っている。

かいせつ電力ネットワーク



容量市場かいせつスペシャルサイト



Facebook, X（旧Twitter）による発信



1. 電力広域的運営推進機関（広域機関）とは
2. 容量市場の概要
3. 2024年度からの容量市場の支払・請求の開始について
（容量確保契約金額、容量拠出金）
4. 事業者向け説明会の様子

2. 容量市場の概要

容量市場の必要性と意義

9

自由化前

地域独占と規制料金により投資回収を保証された電力会社が、供給義務を果たすために必要となる発電設備を計画的に建設・維持し、すべての需要家に電力を供給。



自由化後

①小売事業者

自らの需要（販売）に見合った供給力を確保する必要があるが、多くの事業者は発電設備を保有せず。

②発電事業者

卸電力市場の取引量の拡大や、市場価格の低下により、発電設備の維持費等の回収の見通しが不透明に。

需要に必要な電力供給容量を確保するため、**容量市場を創設**
（自由化が先行した欧米各国における導入制度を参考）

①小売事業者

→将来の供給力を確実に確保

②発電事業者

→費用を適切に回収し、発電設備を維持

- ➡ 小売事業者間の公正な競争を促進しつつ、電力の安定供給を確保
- ➡ 再エネの調整力として必要な火力電源の確保により、再エネの主力電源化にも寄与

2. 容量市場の概要

10

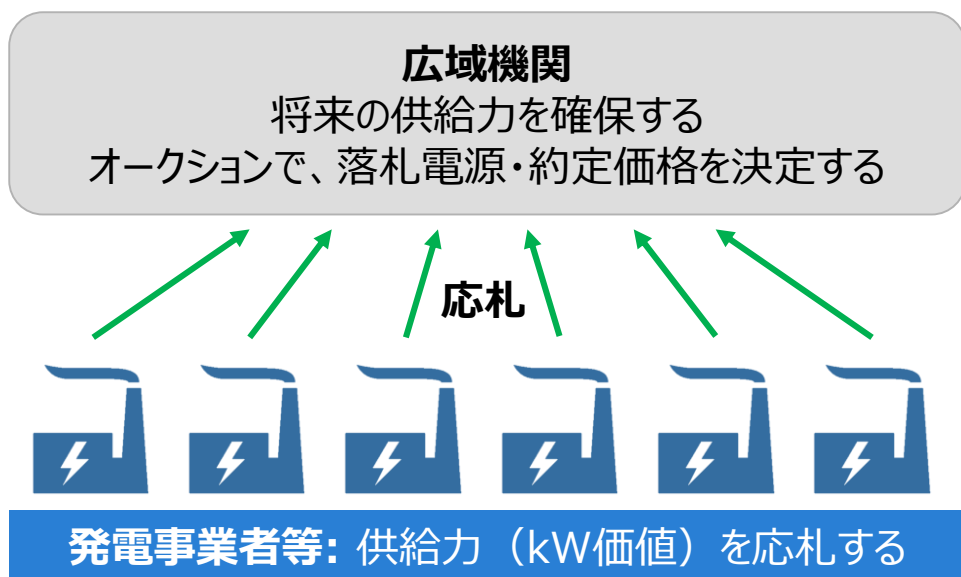
容量市場の仕組み

■ 広域機関は、容量市場で全国で必要な将来の**供給力を一括して確保**。

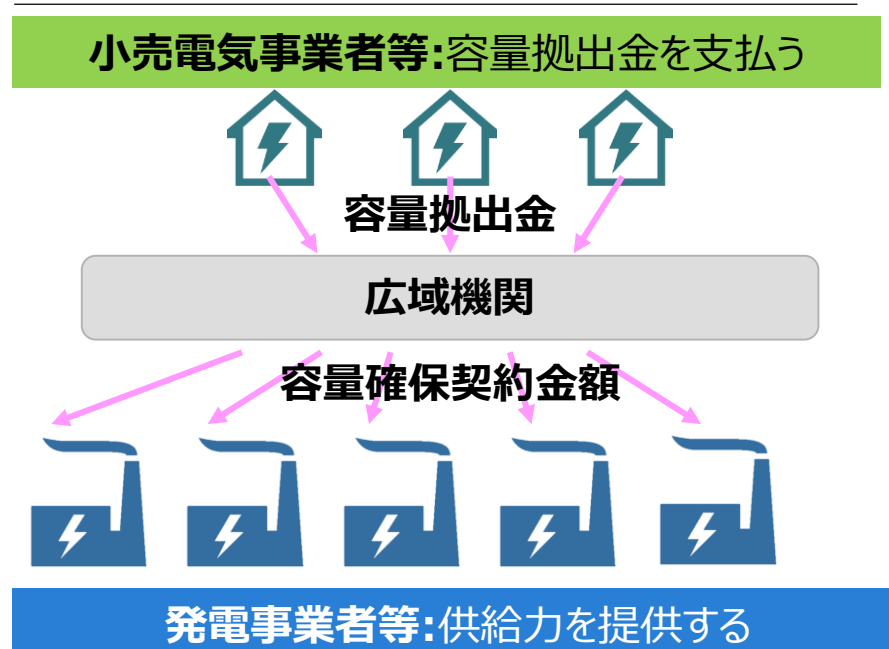
- 広域機関 : オークションを開催して、落札電源と約定価格を決定。
実需給期間に、全ての小売電気事業者等※1から容量拠出金をいただき、
発電事業者等（落札電源）に容量確保契約金額を支払う。
- 発電事業者等 : オークションに応札し、落札した場合、供給力の提供を条件に対価を得る。
- 小売電気事業者等※1 : 容量拠出金を広域機関に支払う。各小売電気事業者の負担割合は、その時点での
年間最大需要時の**販売電力量シェアによって決定**される。

※1 小売電気事業者、一般送配電事業者及び配電事業者

オークションの開催



供給力の提供（実需給）

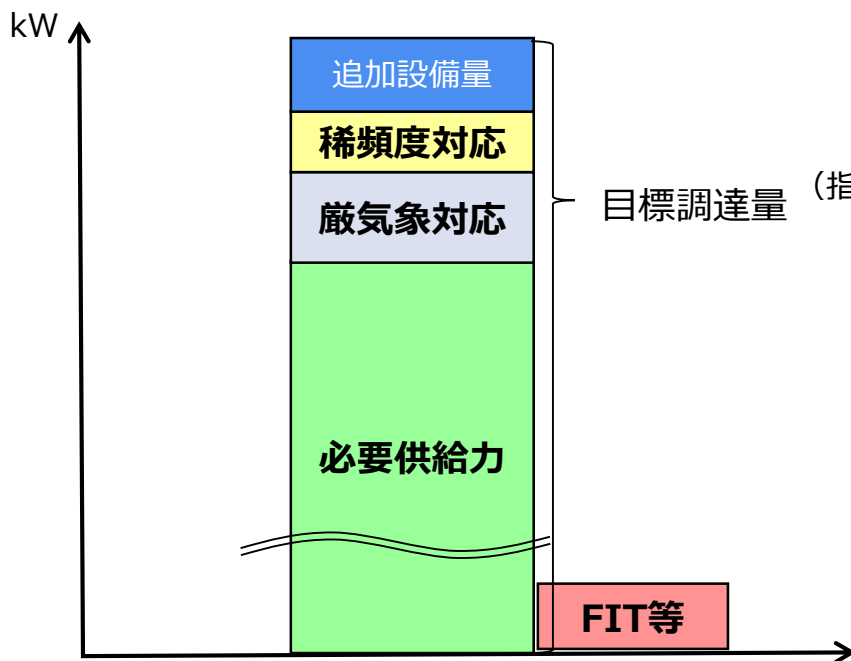


2. 容量市場の概要

容量市場（メインオークション）の仕組み

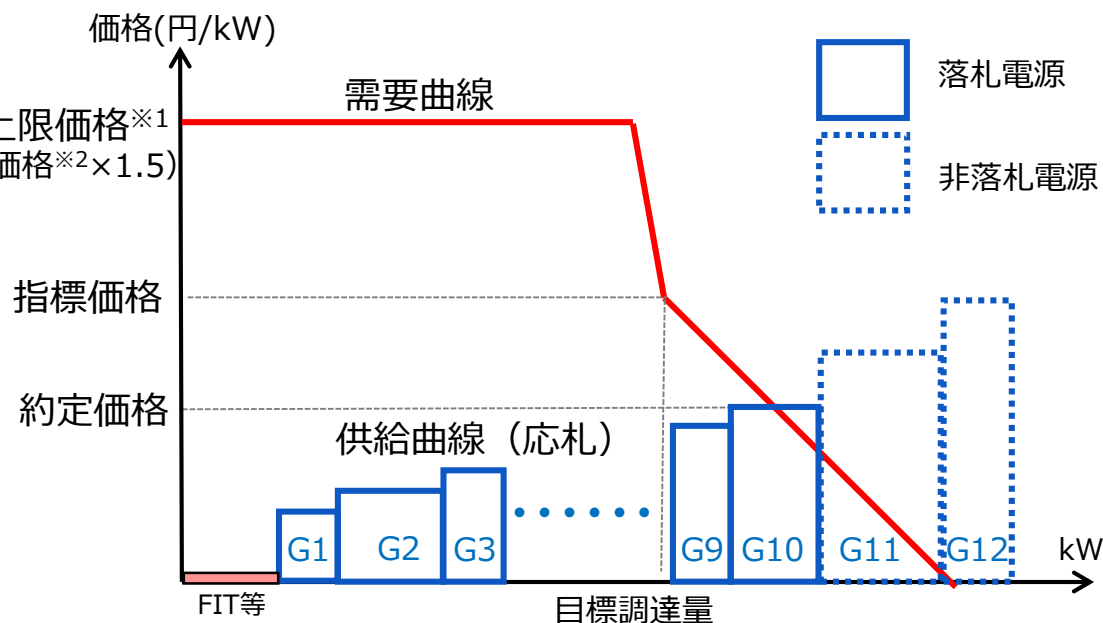
- 応札価格を安価な順に並べた応札情報と需要曲線との交点となった応札情報の応札価格が約定価格となり、**約定価格以下で応札した電源が落札電源**となる。（シングルプライス方式）

【容量市場で調達する供給力】



➡容量市場で調達する容量は、必要供給力等からFIT等の容量を差し引く

【需要曲線と落札電源・約定価格のイメージ】

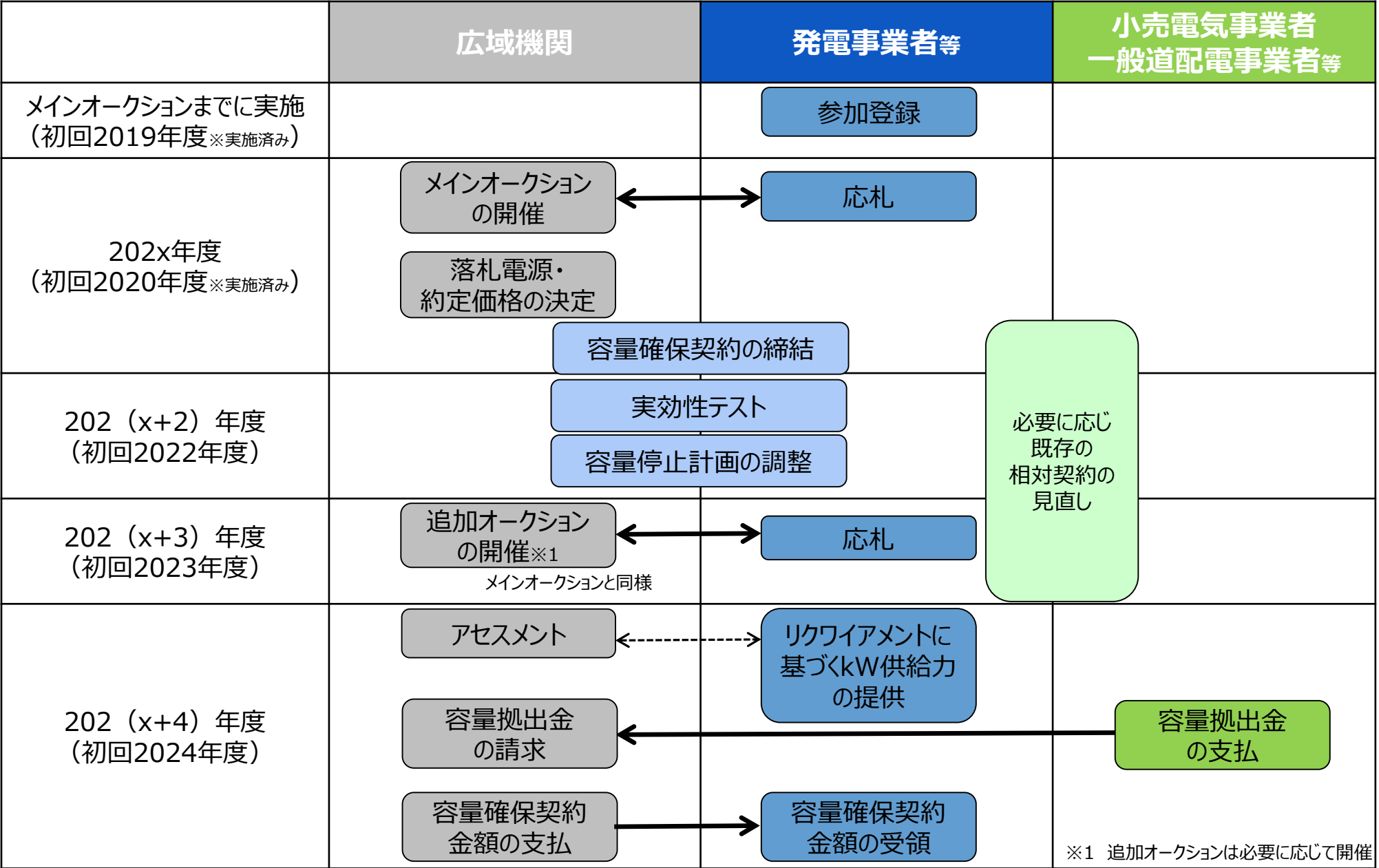


※1 諸外国（米国PJM等）の制度にならい「上限価格＝指標価格×1.5倍」とした。

※2 新規電源の建設及び維持・運営のため、容量市場に求める収益（新設（ガス火力）電源の総コストー容量市場以外から得られる収益）

2. 容量市場の概要

容量市場（メインオークション）の仕組み

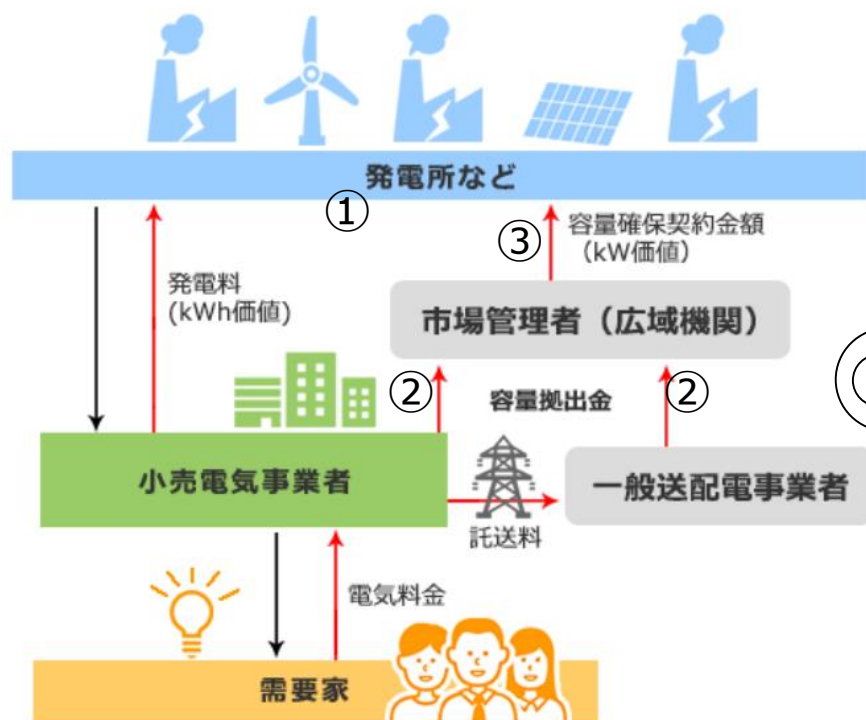


2. 容量市場の概要

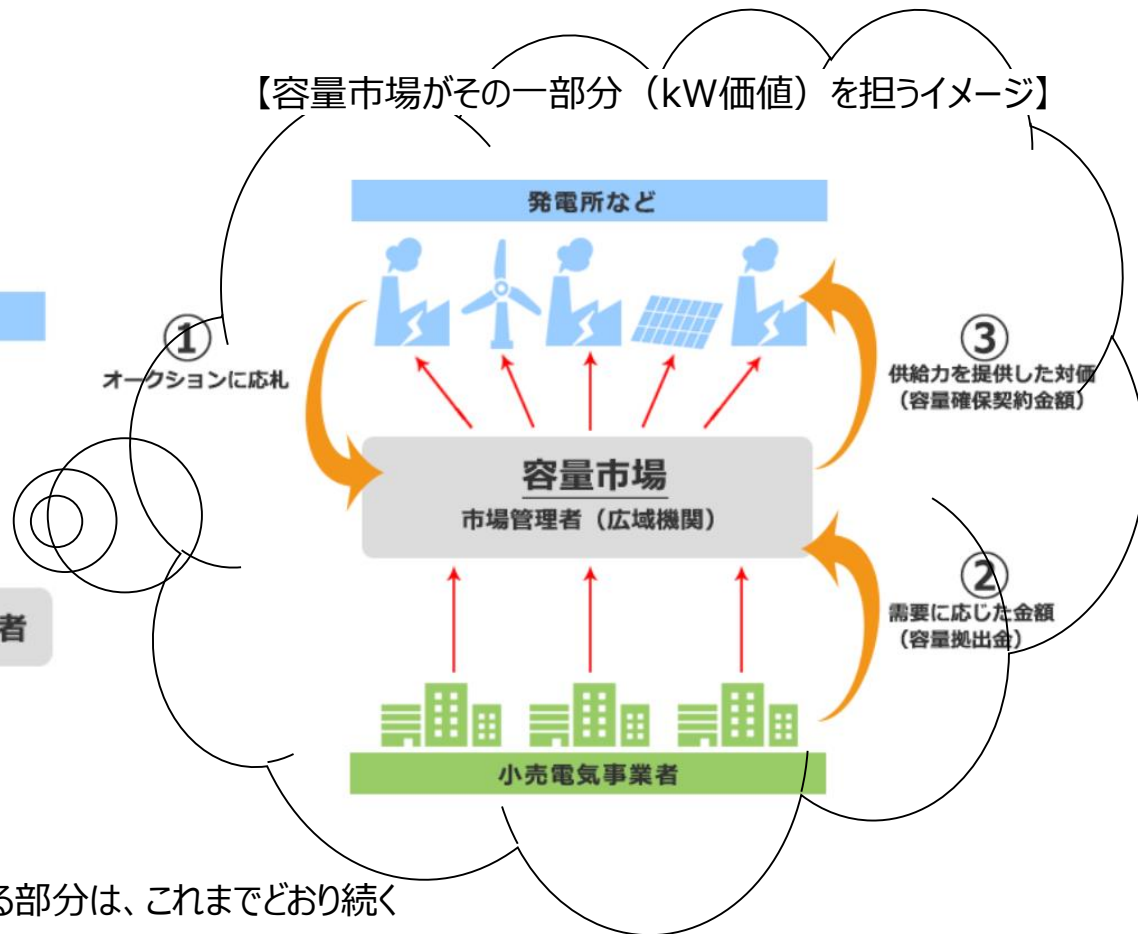
容量市場（メインオークション）の仕組み

- 容量市場の開始後も、**需要家や小売電気事業者、発電事業者の間では、電気の売買取引が行われる仕組みは続く**ことになる（例えば、小売電気事業者は、発電事業者や卸電力市場などから電力を調達する）。
- 電気の売買取引の仕組みの中で、**kW価値の取引部分**について、容量市場を通じてあらかじめ4年前のメインオークションで価格が決まり、**実需給年度に広域機関を通じて支払や請求が行われる**ことになる。

【電力の売買取引の全体イメージ】



【容量市場がその一部分（kW価値）を担うイメージ】



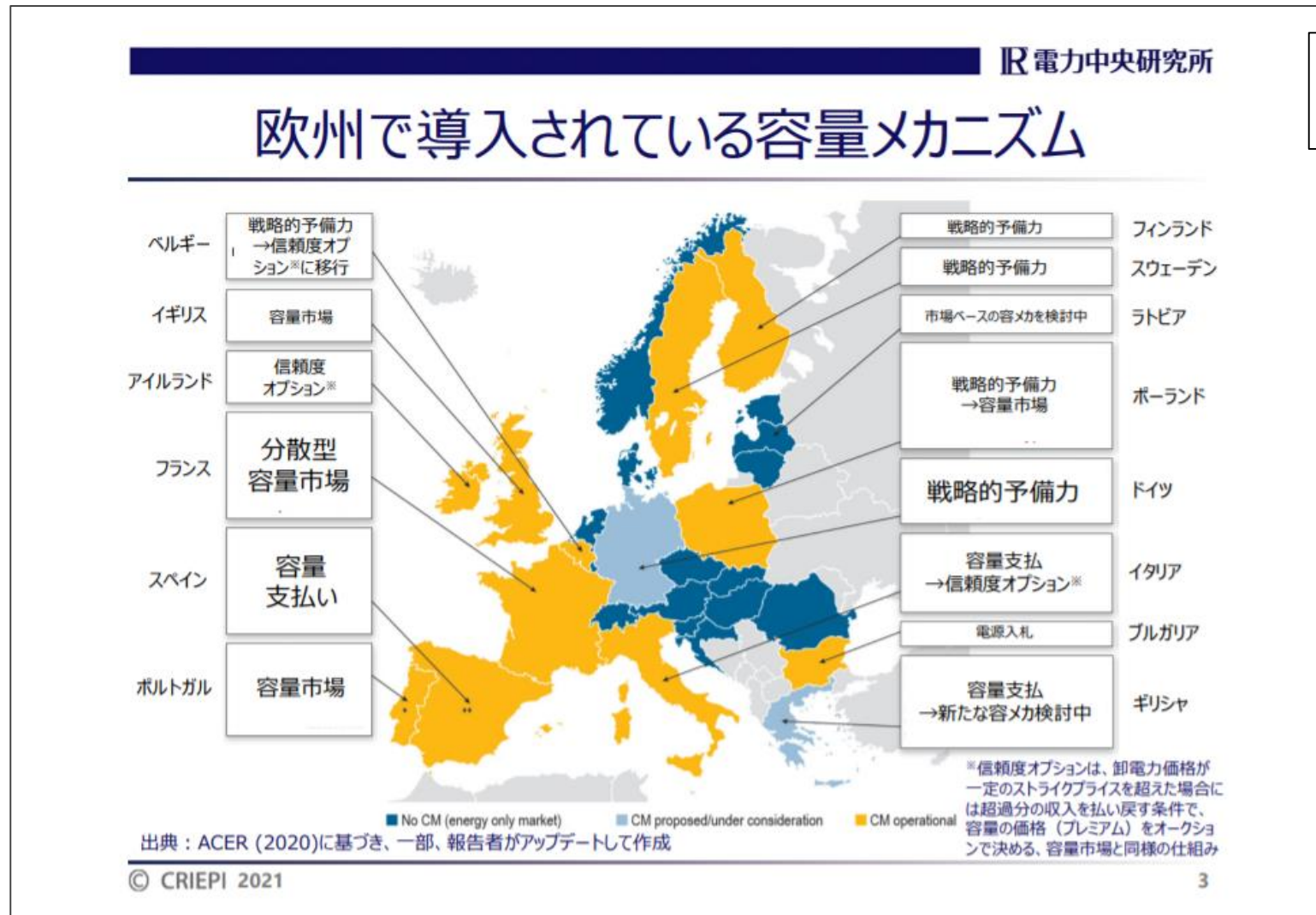
小売電気事業者が、発電事業者や卸電力市場より調達する部分は、これまでどおり続く

2. 容量市場の概要

欧州での容量市場の導入状況

14

- **米国や欧州など各国において容量市場を導入。** 欧州で導入されている様子については、国の審議会でも紹介。※詳しくは、第39回電力・ガス基本政策小委員会の電力中央研究所の提供資料を参照。



2. 容量市場の概要

米国や欧州の容量市場の仕組み

15

- **日本では、米国（PJM）や英国の方式を参考として、取引の間に市場管理者を設ける**集中型の容量市場**を導入。**

容量メカニズムと事業者の主な役割

国・供給力確保策 (容量メカニズム)	事業者の役割
米国（PJM） 集中型容量市場	系統運用者：目標調達量（需要曲線）の設定、オークションの運営 発電事業者：落札した場合、リクワイアメントで受渡年のkWを確保 （実需給断面でのkWhの確保にも貢献） 小売事業者：顧客の需要に応じたkW×約定価格を支払う義務 ※米国PJMでは、自社電源や相対契約で約定価格の変動リスクをヘッジすることも可能
英国 集中型容量市場	
フランス 供給力確保義務 (分散型容量市場)	系統運用者：容量確保義務量の計算 発電事業者：提供した容量証書量に応じた発電容量の維持 （不足分に対してはペナルティ） 小売事業者：供給力（容量証書）を自ら確保 （不足分に対してはペナルティ）
ドイツ 戦略的予備力	系統運用者：調達量の算定、オークションの運営 発電事業者：戦略的予備力となった場合、需給ひっ迫時に系統運用者の指令に応じる ※戦略的予備力の調達に要する費用は系統利用者から広く回収

第39回電力・ガス
基本政策小委員
会資料より

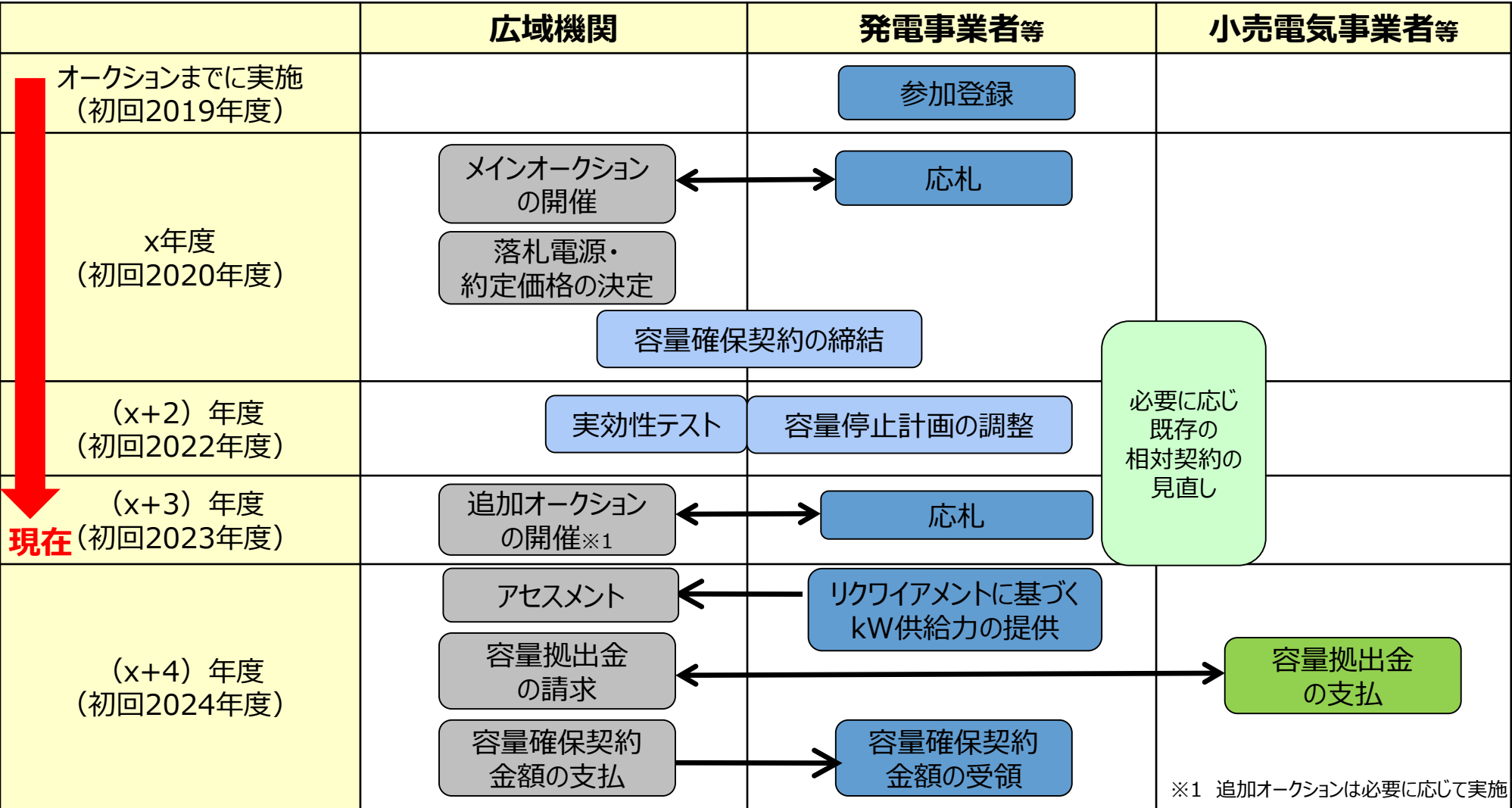
日本では米国（PJM）
や英国と同様の、
集中型の容量市場を
導入

1. 電力広域的運営推進機関（広域機関）とは
2. 容量市場の概要
3. 2024年度からの容量市場の支払・請求の開始について
（容量確保契約金額、容量抛出兵）
4. 事業者向け説明会の概要と様子

3. 2024年度からの容量市場の支払・請求の開始について

容量市場（メインオークション）の4年後の供給力確保の仕組み

- メインオークションの契約者（容量提供事業者）に対して、実需給期間（対象実需給年度2024年度）に向けて、2022年度より容量計画停止調整や実効性テストが開始された。
- 小売電気事業者や一般送配電事業者等の容量拠出金の支払いは、2024年度より開始される。



3. 2024年度からの容量市場の支払・請求の開始について

小売電気事業者と容量拠出金の関係

- 電気事業法上、小売電気事業者は、供給電力量(kWh)の確保のみならず、中長期的に供給能力(kW)を確保する義務があります。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力(kW価値)を、市場管理者である広域機関が容量市場を通じて一括確保をすることとなり、広域機関は、定款で規定された「容量拠出金」として、小売電気事業者等からその費用を徴収します。
- よって、小売電気事業者にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけられます。

(電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 中間とりまとめ(平成30年7月)より抜粋)

電気事業法

(供給能力の確保)

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

電力広域的運営推進機関 定款

(容量拠出金)

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）を求めることができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項に基づく本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

3. 2024年度からの容量市場の支払・請求の開始について 容量市場導入後における供給能力確保義務の考え方

19

第41回電力・ガス基本政策小委員会資料より

論点① 容量市場導入後における供給能力確保義務の考え方

- 容量市場が導入される**2024年度以降**は、**日本全体（沖縄エリアや離島を除く）**で必要な供給能力は、小売電気事業者毎ではなく、基本的に容量市場を通じて一括して確保されることとなる。
- 我が国同様に集中型容量市場を採用している国（米国PJM・英国）においては、小売電気事業者が供給力確保に果たす役割は、容量市場における自社の顧客の需要に応じたkW×約定価格を支払う義務（金銭支払義務）とされている。
- また、容量市場導入後も、追加の供給力公募や電源入札といった容量市場以外で必要な供給力が確保されることも考えられる。もっとも、これらの制度の運営のための費用は託送料金の一部として回収されることが想定されている。これらの費用は、託送供給等約款に基づく支払義務を負うこととなるが、容量拠出金のように小売電気事業者が確保する供給能力と負担する費用が対応していない。
- これらを踏まえれば、小売電気事業者が果たすべき供給能力確保義務は、容量市場における容量拠出金を支払う義務（金銭支払義務）とすることが適当ではないか。

＜現行の供給能力確保義務に係る処分基準＞

（2）第2条の12第2項の規定による小売電気事業者に対する供給能力の確保等に係る命令

第2条の12第2項の規定による小売電気事業者に対する供給能力の確保等に係る命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 定常的に、供給能力の不足を発生させている場合
- ② 短い時間であっても、極めて大きな供給能力の不足を発生させた場合
- ③ 過去の実績や需要の性質に照らして、供給能力の確保が十分ではなく、実需給の段階で、供給能力不足を発生させる蓋然性が高いと認められる場合
- ④ 広域的運営推進機関による供給能力を確保するための費用の請求に応じない場合

①～③は廃止

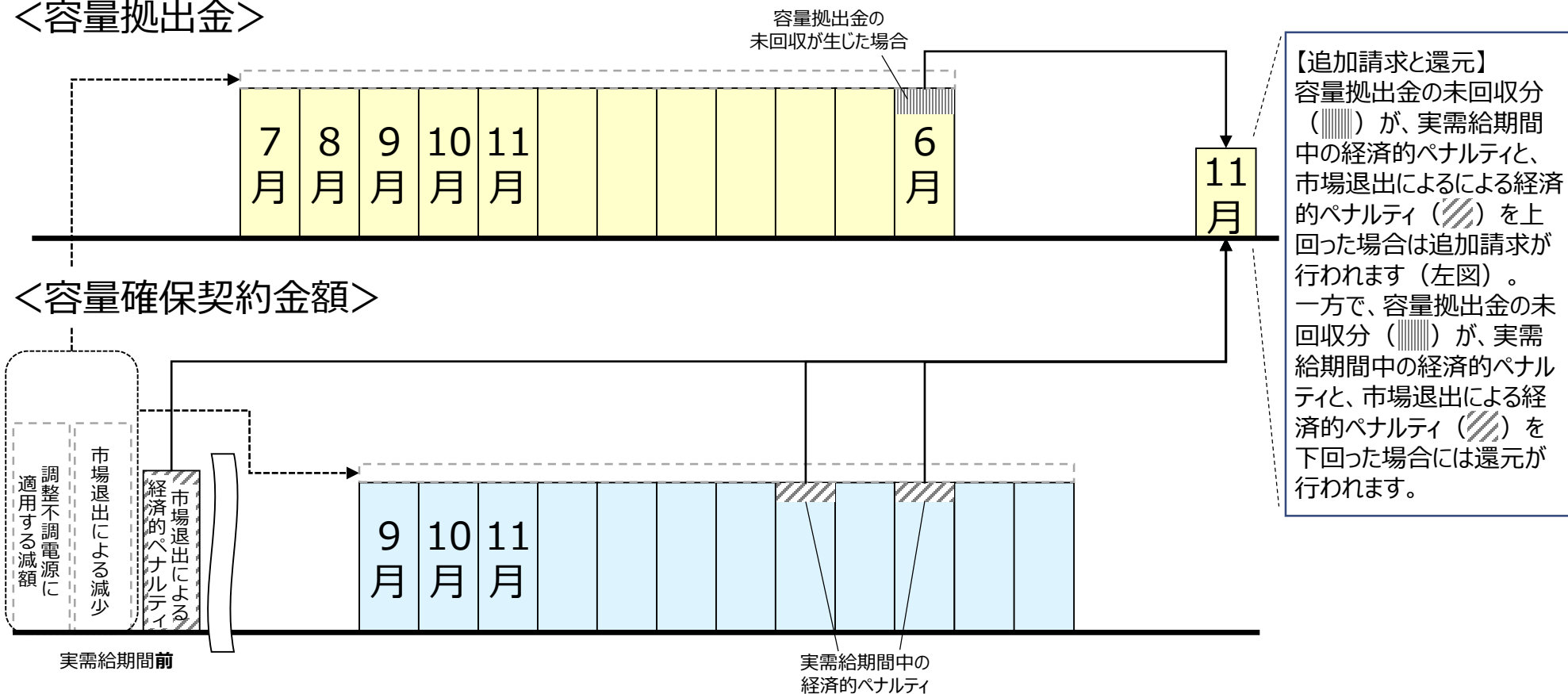
④は存続

3. 2024年度からの容量市場の支払・請求の開始について 月次の請求・支払フローの概要

20

- 4月（N月）を対象月とする容量拠出金は、7月（N+3月）に請求が行われます。
- 容量確保契約金額に対して、経済的ペナルティが生じた場合や、容量拠出金の未回収が生じた場合は、容量拠出金へ反映を行うため当該年度の翌年10月に精算を開始し、翌月の11月に、追加請求の場合は請求書を、還元の場合は支払通知書を送付し、当該年度の容量確保契約金額と容量拠出金それぞれの総額を一致させます。

<容量拠出金>



3. 2024年度からの容量市場の支払・請求の開始について 経済的ペナルティの還元、および容量拠出金未回収分の算定

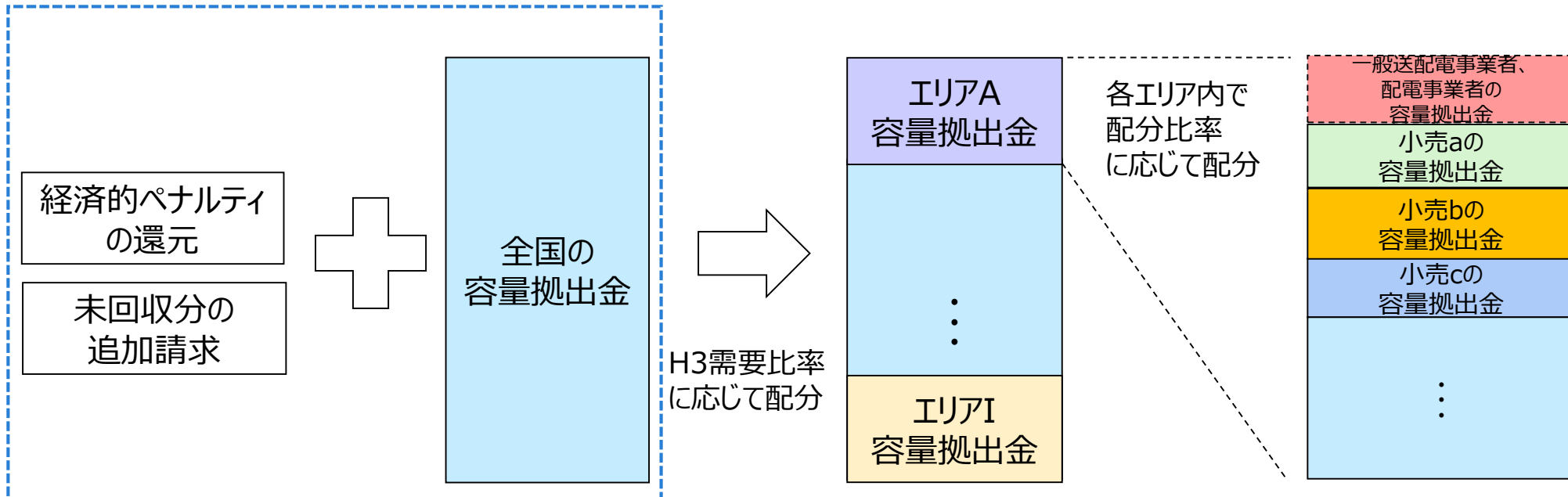
21

- 容量拠出金の請求金額は、事業者の配分比率を用いて行うこととしています。具体的には、全国の約定総額からエリア毎の約定総額を算定し、各エリアで事業者間の配分比率を用いた配分を行うこととしている。
- 小売電気事業者に対する**経済的ペナルティの還元と容量拠出金未回収分の算定**については、容量拠出金に反映することとしており、配分方法については、事業者間の容量拠出金と同様に**配分比率を用いて算定**を行う。

※1 一般送配電事業者及び配電事業者は、経済的ペナルティの還元の対象ではないこととしています。

※2 配電事業者の容量拠出金の未回収分が生じた場合は、一般送配電事業者及び配電事業者を対象として算定を行います。

※3 経済的ペナルティの還元や容量拠出金の未回収分の配分比率算定は小売電気事業者を対象とします。

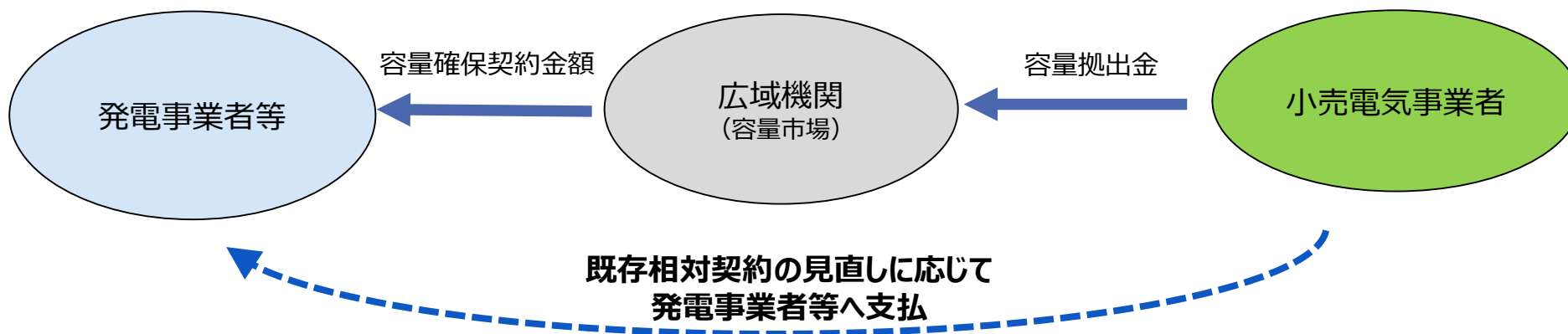


- 容量拠出金は、相対契約の有無等に関わらず、全ての小売電気事業者が支払います。
 - ✓ 相対契約を締結している小売電気事業者は相対契約による支出に加えて、容量市場への支出が追加的に発生します。
 - ✓ 発電事業者等は相対契約による収入に加えて、容量市場で落札すれば、収入を追加的に得ることができることとなります。
- 既存の相対契約については、容量市場の趣旨を踏まえ、容量確保契約書の締結や実需給期間までに、適切に見直される必要があると考えられます。
- なお、契約見直しを行う際※の考え方は、経済産業省の審議会で示されている既存契約の見直し指針を参考にしてください。

※見直し協議において、契約先電源の落札状況の把握が必要な場合は以下を参照ください。

(広域機関ホームページ)相対契約の協議を目的とした容量市場に関する情報開示 <https://www.occto.or.jp/market-board/market/jouhoukaiji.html>

【相対契約を締結している場合の金銭の流れ】



1. 電力広域的運営推進機関（広域機関）とは
2. 容量市場の概要
3. 2024年度からの容量市場の支払・請求の開始について
（容量確保契約金額、容量拠出金）
4. 事業者向け説明会の概要と様子

4. 事業者向け説明会の概要と様子

事業者向けの説明会の概況

- 小売電気事業者等に向けた**容量拠出金説明会**は、9月の第2回説明会では300社を超える事業者の参加があり、関心が高まっている状況。
- 発電事業者も、2020年メインオークションにて約定された供給力の提供を2024年度に控えているため、**実務説明会**に多数参加しており、さらに新規で開催される長期脱炭素電源オークションの説明会にも数百社が参加されている。
- 長期脱炭素電源オークションの第1回目の開催に向けた制度詳細説明会には、発電事業者だけでなく、様々な分野の事業者が参加している。
- **今冬のタイミング**でも**事業者向けの説明会を繰り返し開催**を進めていき、説明会では、質疑応答なども交えながら、理解を深めていただくことを予定している。また、本機関でも説明会でのやりとりを参考にしつつ、**説明会資料のアップデート**も随時行っていく。

4. 事業者向け説明会の概要と様子

2024年度の実需給に向けた運用の準備や情報提供（小売電気事業者、一般送配電事業者等）

25

- 2024年度の実需給年度に向けて、**9月に第2回目の容量拠出金説明会**を開催した。
- 2023年12月に、実需給期間に向けた試行として「**容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）の発行**」を行い、そのタイミングに合わせて**第3回目となる容量拠出金説明会**の開催を予定している。
（12月の容量拠出金説明会の開催日程は、決定しだい本機関HP等でご案内）

<容量拠出金関連の説明会等のスケジュール>

項目	時期	主な内容や予定
容量拠出金説明会 （第1回目）	6月27日,29日	・容量拠出金の概要/計算方法、概算シミュレーションについて ・容量拠出金の取引の性質や税務処理について
業務マニュアル（案） 意見募集	8月10日～ 9月8日	・容量拠出金の実務に係る業務マニュアル（案）の意見募集の実施
容量拠出金 実務説明会	8月29日,31日	・容量拠出金に係る帳票確認方法などの実務について
容量拠出金説明会 （第2回目）	9月26日,28日	・6月開催回以降の更新事項（8月実務説明会の内容含む）について説明
容量拠出金 仮請求額 通知書（年間総額）の発行	12月頃	・実需給2024年度の容量拠出金仮請求額（年間総額）を発行予定
容量拠出金説明会 （第3回目）	12月頃	・9月開催回からの更新事項 ・仮請求額通知書の内容を説明

容量拠出金の仮算定値（年間総額）を通知
（2023年度の夏季kW実績のみで仮算定）

4. 事業者向け説明会の概要と様子

26

2024年度の実需給に向けた運用の準備や情報提供（容量提供事業者：発電事業者等）

- 実需給期間のリクワイアメント等の業務について、容量提供事業者の実務的な内容の理解を深めるため、8月に実務説明会を実施し、**第2回目の実務説明会の開催**を予定している。
- また、実需給期間には、容量提供事業者は容量市場システムの機能（2024年4月に運用開始）を利用するため、初めての実需給期間に向けて、システム操作に係る**参加者テスト**も必要に応じた形で実施を検討している。

（今後の実務説明会などの日程は、決定しだい本機関HP等でご案内）

<リクワイアメント関連の説明会等のスケジュール>

項目	時期	主な内容や予定
業務マニュアル（案） 意見募集	8月10日～ 9月8日	・リクワイアメント/ペナルティ・容量確保契約金額の実務に係る業務マニュアル（案）の意見募集の実施
実務説明会 （第1回目）	8月29日、31日	・リクワイアメント/ペナルティ・容量確保契約金額の実務に係る実務説明会の実施
実務説明会 （第2回目）	今後公表	・これまでの説明会での質疑や、業務マニュアルの意見募集等をもとに、説明資料を更新
参加者テスト	今後公表	・容量市場システムの追加機能について事業者参加型テストの実施を検討中

4. 事業者向け説明会の概要と様子

事業者向けの説明会資料の提供

27

- 事業者向け説明会の当日資料は、説明会の動画とともに本機関HPで公表している。
- 容量提供事業者向けの交付や実務対応、小売電気事業者や一般送配電事業者向けの容量拠出金の実務対応など、それぞれの立場の事業者に必要な情報を資料に反映している。

更新日：2023年9月22日

容量市場・発電設備等の情報掲示板

容量市場 説明会資料・動画

▶ 容量市場

【メインオークション・追加オークション】

<メインオークション関連>

- [容量市場 制度詳細説明会資料](#) (1918KB) 動画 (通し版) 動画
- [容量市場におけるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要](#)
- [容量市場におけるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要](#) (522KB)
- [容量市場 実務説明会資料 \(事業者・電源等情報の登録申請について\)](#)
- [容量市場 実務説明会資料 \(期待容量の登録申請について\)](#) (107KB)
- [容量市場 実務説明会資料 \(応札について\)](#) (511KB)
- [容量市場 実務説明会資料 \(実効性テストについて\)](#) (1670KB)
- [容量市場 実務説明会資料 \(容量停止計画の調整業務\)](#) (3143KB) 動画 (閲覧パスワード: PesDqm6x)

- [容量市場 実務説明会資料 \(リクワイアメント対応\) \(対象実需給年度：2024年度\)](#) (3968KB) 動画 (閲覧パスワード: MxXmse8G)
- [容量市場 実務説明会資料 \(ペナルティ・容量確保契約金額対応\) \(対象実需給年度：2024年度\)](#) (2361KB) 動画 (閲覧パスワード: MdFWRdp5)
- [容量市場 実務説明会資料 \(容量拠出金対応\) \(対象実需給年度：2024年度\)](#) (2516KB) 動画 (閲覧パスワード: FjMwpEX5)
- [容量拠出金説明会資料](#) (1754KB) 動画 (閲覧パスワード: CrEMGfT3)

本機関HPにて、
容量市場の2024年度に向けた
・「実務説明会資料（リクワイアメント対応/ペナルティ容量確保契約金額の交付など）」
・「容量拠出金説明会資料」
・「説明会動画」
を提供中 ※下記URL参照

本機関HP：「容量市場 説明会資料・動画」より

https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html

4. 事業者向け説明会の概要と様子

容量拠出金に関する、事業者向け説明会

- 小売電気事業者や一般送配電事業者向けの容量拠出金説明会では、例えば、各社のkW実績等にもとづいた容量拠出金の配分や、各月の請求書のスケジュールなどの情報を提供している。
- 説明資料として「容量拠出金説明会資料」を作成し、容量拠出金に係る具体的な内容の解説を行っている。

4. 事業者向け説明会の概要と様子

9月の容量拠出金に係る説明会（第2回目）の開催状況

- 9月下旬に開催した容量拠出金説明会（第2回目）では、主に小売電気事業者等に向けて開催し、317者、438名に参加いただいた。
- 本説明会資料には、8月に実施した実務説明会の内容を包含し、容量市場の概要、容量拠出金に係る実務（各種帳票/月次スケジュール/算定方法など）の全般的な情報が記載されている。
- 当日の説明動画は本機関HPに近日中の公開を予定している。

<容量拠出金 実務説明会開催状況>

開催日	9/26	9/28	合計
事業者数	192者	125者	317者
参加者数	278名	160名	438名

主な質問内容

容量拠出金算定方法・諸元
請求・支払のスケジュール
還元・追加請求
経理処理



説明会資料

容量拠出金説明会

2023年9月
電力広域的運営推進機関

目次

2

1. はじめに	3
2. 容量市場の概要	6
3. 容量拠出金の概要	8
4. 容量拠出金に関する各事業者における業務	15
5. 容量拠出金の計算方法	30
6. 容量拠出金に係る取引の性質や税務処理	52
7. FAQ・お問い合わせ先	55
(参考資料) 容量拠出金の概算シミュレーション	61

●容量拠出金説明会資料（第2回目）

https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/2023/files/230925_setsumeikai2_youryoukyoshutsukin.pdf

※説明会動画を以下のページに掲載予定
「容量市場 説明会資料・動画」

https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html

4. 事業者向け説明会の概要と様子

30

リクワイアメント/ペナルティ・容量確保契約金額の交付に関する、実務説明会

- 容量提供事業者に向けて、2024年度の実需給期間に向けたリクワイアメントに係る実務や、ペナルティ・容量確保契約金額の交付等の実務に係る説明会を行っている。
- 例えば、各事業者で必要となる準備や取り組み、各月のスケジュールなどの解説を行うことを目的とした説明会資料を作成している。

4. 事業者向け説明会の概要と様子

31

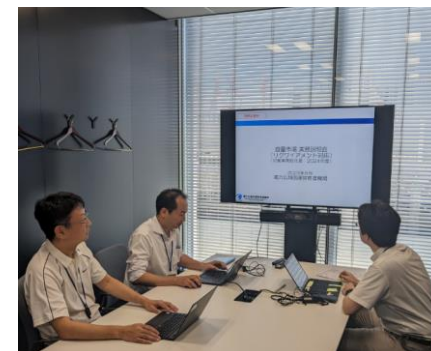
8月のリクワイアメント/ペナルティ・容量確保契約金に係る実務説明会の開催状況

- リクワイアメント/ペナルティ・容量確保契約金額対応の実務説明会を、主に容量提供事業者（発電事業者等）に向けて開催し、79者、94名に参加いただいた。
- リクワイアメント/ペナルティ・容量確保契約金額に関する実務説明会資料・説明動画については、本機関HPでも公表している。

＜リクワイアメント・容量確保契約金額 実務説明会開催状況＞

開催日	8/29	8/31	合計
事業者数	49者	30者	79者
参加者数	59名	35名	94名

主な質問内容
リクワイアメント要件
実績報告・登録方法
ペナルティ
容量確保契約金額の算定・支払（交付）



● 実務説明会資料（リクワイアメント対応）対象実需給年度：2024年度

https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/2023/files/202308_youryou_jitsujukyu_setsumeikai_requirement.pdf

○説明動画（閲覧パスワード：MxXmse8G）

<https://occto.webex.com/recordingservice/sites/occto/recording/playback/fd7122592818103cbcf1ee257588236>

● 実務説明会資料（ペナルティ・容量確保契約金額対応）対象実需給年度：2024年度

https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/2023/files/202308_youryou_jitsujukyu_setsumeikai_penalty-youryoukakuhokeyakukingaku.pdf

○説明動画（閲覧パスワード：MdFWRdp5）

<https://occto.webex.com/recordingservice/sites/occto/recording/playback/eb2754452828103c9fdd7e6888670c4b>

